

# ひたちなか市水道事業低入札価格調査判断基準

制 定 令和5年3月23日

ひたちなか市水道事業低入札価格取扱要綱（平成11年水道部訓令第5号）に規定する数値的判断基準及びその他の判断基準は、次のとおり定める。

## 1 数値的判断基準

数値的判断基準による判定は、別表左欄に掲げる最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額と同表右欄に掲げる数値的判断基準の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較することにより行うものとする。この場合において、当該同表左欄に掲げる額のうち、それぞれ当該同表右欄に掲げる額に満たないものがあるときは、当該入札は当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとし、当該最低価格入札者を失格とする。

別表

最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額	数値的判断基準の額
直接工事費	予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に100分の90（機械器具設置工事、電気工事及び電気通信工事にあつては、100分の75）を乗じて得た額
共通仮設費	予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額
現場管理費	予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
一般管理費等	予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

## 2 その他の判断基準

数値的判断基準によるもののほか、調査において、その入札内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札は当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとし、当該最低価格入札者を失格とする。

- (1) 各種調査書類が全部又は一部でも提出されない場合
- (2) 入札時に提出した工事費等内訳書と、各種調査書類の記載内容が整合していない場合

- (3) 下請予定業者から徴した見積書の内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- (4) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
- (5) 工事の手抜き等による品質の低下，下請けへのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合
- (6) 入札金額の積算に係る数量が設計数量を満たしていない場合
- (7) 入札金額の積算に係る材料・製品が仕様書に適合した品質・規格でないと認められる場合
- (8) 入札金額の積算において建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- (9) 関係法令，仕様書，契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- (10) 低入札価格調査において市水道事業に対する合理的な説明を行わない場合
- (11) 市水道事業が求める資料の全部又は一部を提出しない場合又は提示しない場合
- (12) その他当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合

### 3 適用

この基準の規定は，令和5年4月1日以後に行うひたちなか市水道事業会計規程（平成6年水道部規定第7号）第93条の公告に係る一般競争入札及び指名競争入札から適用する。